認証事業者の皆様へ

第３０号

かいけつサポート通信
認証紛争解決サービス

平成27年12月28日発行
法務省大臣官房司法法制部審査監督課

事業者の動向

ADR事業者で合同イベント開催！

「まるごと1day 調停相談会」(新潟)

各認証事業者や相談機関等との連携強化を図るため，都道府県単位での意見交換会が実施されていることは，既にご案内のとおりです（本紙第 12 号，第 14 号参照）。

この意見交換会は，これまで3県において実施されましたが，そのうち，新潟県の意見交換会では，「県内事業者共同での調停の実施」が提案されておりました。

今般，この提案が「まるごと1day 調停相談会」と題しての企画として実現したとのことですので，その概要を紹介します。

まるごと１day 調停相談会

日時：平成 27 年 10 月 31 日（土）
午前 10 時～午後 4 時

会場：新潟県司法書士会会館

実施事業者：新潟県内の４事業者
・新潟県社会保険労務士会（認証第 58 号）
・新潟県行政書士会（認証第 70 号）
・新潟県司法書士会（認証第 124 号）
・新潟県土地家屋調査士会（認証第 131 号）

＜作成・配布したチラシ＞

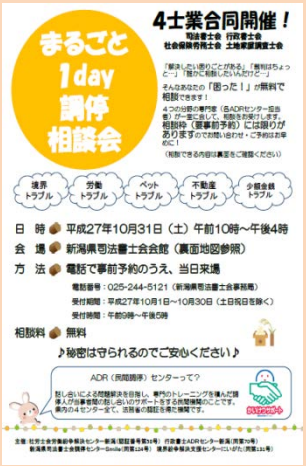

この企画を担当された方に伺ったところによると，事業者合同での活動を通じ，事業者間の連携や信頼が深められたことのほか，次のようなメリットが得られたとのことです。

○　県内初のADRの合同イベントということで，地元新聞に記事として取り上げていただくことができた【アピール度の向上】。
○　各事業者が，それぞれの交流ある関係者に向けてチラシ配布等の広報活動を行うが，そのこと自体，各事業者単位で広報する以上に広報の範囲を広げることができる。その結果，他の事業者が行った広報を見て相談が入ったという例があった【スケールメリット】。
○　「県内事業者の連携を深め，ADRの認知度アップを目指す」という共通認識が醸成されるとともに，「次年度以降も継続して開催する」といった今後の合同企画にもつなげることができた【ADRの基盤強化】。

その他にも，各事業者単位で行っていた同種イベントを一つにまとめることにより，相談対応のワンストップ化や，費用面（運営費，広報費等）・人員面（運営する職員数）の効率化などのメリットもあったのではないでしょうか【集約メリット】。

以上のような合同イベントは，新潟県以外でも行われている例があると聞き及んでおります。合同イベントに限らず，ADRの利用向上に向けて何ができるかを考えるきっかけとして，まずは意見交換会の実施を検討してみてはいかがでしょうか。当課も可能な限りお手伝いします。

【お問い合わせ先】
法務省大臣官房司法法制部
審査監督課　紛争解決業務認証係
☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@moj.go.jp